

令和3年1月8日

大和市立中学校 保護者の皆様へ

大和市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の対応について

平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は感染者の増加が止まらず、心配な状況が続いており、神奈川県を含む1都3県に緊急事態宣言を発令されました。文部科学省は「地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動を停止するような場合にとるべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、臨時休業は避けることが適切。」とし、学校の一斉臨時休業は要請しないことから、本市におきましても、さらに感染対策を徹底しながら、市立小学校、市立中学校の臨時休業はせず、教育活動を継続してまいります。

つきましては、学校では、感染対策を引き続き徹底し、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるように努めてまいります。感染拡大を抑えるためにも下記の点につきまして、引き続きご家庭でのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 児童生徒本人または同居のご家族が発熱、または風邪のような症状（くしゃみや咳など）が見られる時または新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がある時は、必ず登校前に学校にお電話でご相談ください。感染の不安により自宅で休養する時も、出席停止扱いとなり欠席とはなりません。
2. 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれており、ご家庭においてもこれまでの感染対策（手洗い、換気、マスクの着用など）を一層心掛けていただきますようお願いいたします。
3. 緊急事態宣言の期間中は原則として保護者の方の不要不急の来校はお控えください。
4. 部活動につきましては、さらなる感染対策を講じたうえで、感染リスクの高い活（密集したり近距離で組み合ったり、接触する活動など）は中止とし、活動場所は学校のみとし、活動時間は短縮、活動内容は基礎練習を中心とします。
5. これまでは、夜間、休日には市役所にご連絡いただいておりますが、今後は学校ごと開設いたしました下記の電話番号（生徒を通じて配付済み）にご連絡いただきますようお願いいたします。
緊急事態宣言期間のみの対応で新型コロナウイルス感染症関連の連絡のみとなります。